

## ○ 大多喜町議長交際費支出基準

(趣旨)

第1条 この基準は、大多喜町議会議長（以下「議長」という。）の支出に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交際費の支出)

第2条 議長は、町議会の運営及び町政にとって有益と認めるもの並びに交際上必要と認めるものについて、予算の範囲内において交際費を支出する。

(支出項目)

第3条 支出項目は、支出の内容により、次のとおり分類する。

- (1) 香料 町議会関係者及びその親族に対する香典、生花、花環等に係る支出
- (2) 見舞金 町議会関係者の病気等に対する見舞金、災害等による義援金に係る支出
- (3) 祝金 町に関係する各種団体等が催す祝事、記念行事に対する祝金に係る支出
- (4) 会費 会議、会合、研修会及び叙勲を祝う会等への参加に係る支出
- (5) その他 町議会の運営に資する懇談会その他の経費に係る支出

(支出基準)

第4条 前条に規定する支出項目に対応する一般的な支出金額の基準は、別表のとおりとする。ただし、議長が必要と認める場合は、社会通念上妥当と認められる範囲内の金額において支出するものとする。

(公表する内容)

第5条 議長交際費の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 支出日

(2) 支出内容等

(3) 支出金額

2 前項第2号に規定する支出内容等の情報にあつては、病気及び事故の見舞い等相手方のプライバシーに特段の配慮が必要であると認められるものについては、公表しないことができる。

(公表の時期)

第6条 議長交際費の公表は、月ごとに交際費整理簿を作成し、前月分を翌月の25日までに行うものとする。

(公表の方法)

第7条 議長交際費の公表は、大多喜町のホームページに掲載して行うものとする。

附 則

この基準は、平成30年2月1日から施行する。

別表（第4条関係）

1 香料

対象者	対象者との続柄	支出金額及び内訳
町長	本人	3万円、生花
	1親等親族	5千円（同居の親族及び実父母）
町議会議員	本人	1万円、生花（議長、副議長及び12年以上議会議員の職にあった者 3万円、生花）
	1親等親族	5千円（同居の親族及び実父母）
	元職本人	1万円
国会議員、知事、県議会議員、県内市町村長及び県内市町村議会議長	本人	適宜対応
	1親等親族	
	元職本人	

2 見舞金

対象者は、香料の対象者の欄に掲げる者とし、一律5千円とする。ただし、災害等による義援金については、別途協議する。

3 祝金

祝金の支出金額は、1件につき5千円から1万円までを基準とする。

4 会費

会費は、主催者によって決められるものであり、その金額を一律に定めることが難しいため、支出に当たっては十分な配慮を行い、執行する。

5 その他

(1) 町議会の運営に資する懇談会の支出金額は、1人につき1万円以内を基本とする。

(2) その他の支出については、状況に応じて別途協議し、決定する。

6 この基準は、一般的な支出基準を示したものであり、この基準によることが適当でない事例が生じた場合は、関係者で協議し、決定する。